

改正

平成9年3月25日規則第18号

平成14年12月26日規則第66号

平成17年3月25日規則第6号

平成26年3月24日規則第9号

令和元年9月26日規則第17号

足利市自転車の放置防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、足利市自転車の放置防止に関する条例（平成6年足利市条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(放置禁止区域標識の設置)

第2条 市長は、条例第6条第1項の規定により放置禁止区域を指定したときは、当該放置禁止区域内に放置禁止区域標識（別記様式第1号）を設置するものとする。

(告示事項)

第3条 条例第6条第2項に規定する告示は、放置禁止区域の範囲を明確にして行うものとする。

2 条例第11条に規定する告示は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 自転車の種別又は型式
- (2) 車体に記載されている住所、氏名等又は車体番号
- (3) 保管した自転車が放置されていた区域
- (4) 保管を始めた年月日及び保管場所

(自転車保管台帳の記載)

第4条 条例第9条第1項に規定する時間は、警告札を取り付けてから2時間経過後とする。

2 条例第9条第2項の規定により自転車を保管したときは、自転車保管台帳（別記様式第2号）に記載するものとする。

(保管期間)

第5条 条例第9条第2項に規定する相当の期間は、条例第11条に規定する告示の日から起算して、90日とする。

(警告期間)

第6条 条例第10条第2項に規定する相当の期間は、14日間とする。

(条例第13条における一定期間)

第7条 条例第13条に規定する一定期間は、条例第11条に規定する告示の日から起算して、90日とする。

(自転車の返還)

第8条 自転車の返還を受けようとする当該自転車の利用者又は所有者(以下「利用者等」という。)は、その氏名及び住所並びに自転車のかぎ、その他当該利用者等であることを証明するものを市長に提示し、かつ、受領書(別記様式第3号)と引換えに返還するものとする。

2 前項の規定により保管された自転車の返還を受けようとする者は、条例第12条に規定する移動及び保管に要した費用として1台につき1,000円に100分の110を乗じて得た額を納付しなければならない。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成6年9月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月25日規則第18号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年12月26日規則第66号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月25日規則第6号)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、改正前のそれぞれの規則の規定により作成された帳票類で現に残存するものについては、当分の間、所要の調整をし、それぞれ改正後の規則の規定により作成された帳票類として使用することができる。

附 則 (平成26年3月24日規則第9号)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の足利市自転車の放置防止に関する条例施行規則の規定により作成された帳票類で残存するものについては、当分の間、所用の調整をし、改正後の足利市自転車の放置防止に関する条例施行規則の規定による帳票類として使用することができる。

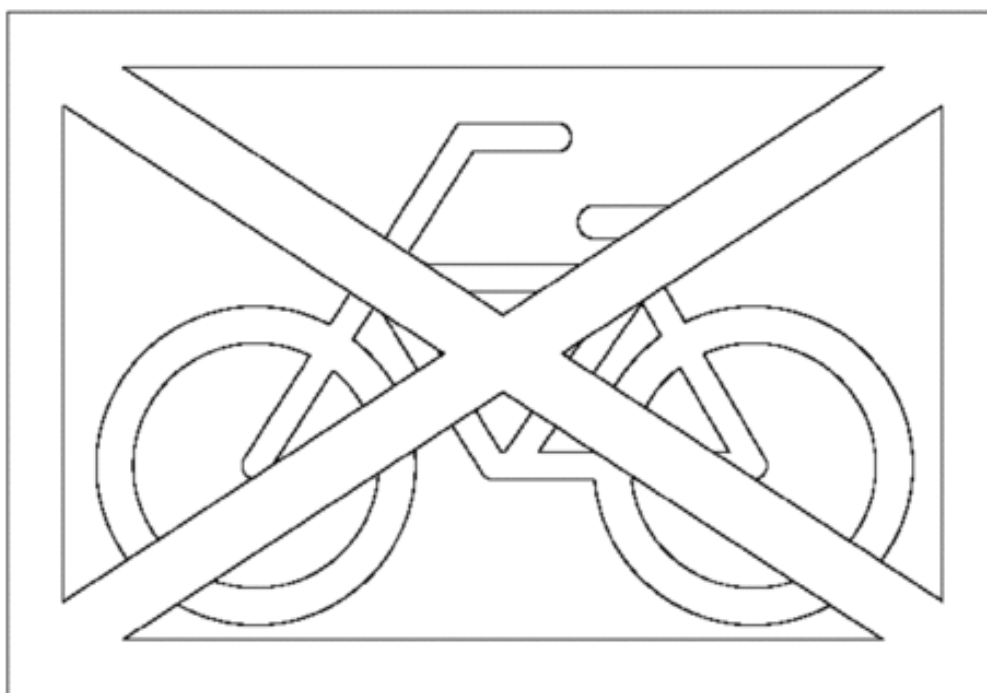
附 則 (令和元年9月26日規則第17号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

別記様式第1号(第2条関係)
別記様式第1号(第2条関係)

自 転 車

放 置 禁 止 区 域



略図

左記区域内の公共の場所は、「自転車放置禁止区域」です。この区域内に自転車を放置した場合は、市条例により移動します。

足 利 市

別記様式第2号(第4条関係)
別記様式第2号(第4条関係)

自 転 車 保 管 台 帳

番号	撤去・保管 年 月 日	放置されて いた場所	自 転 車 の 表 示			返 還 年月日	備 考
			種別・型式	利用者等の住所 氏名又は車体番号	登録番号		
			自・原付				
			自・原付				
			自・原付				
			自・原付				
			自・原付				
			自・原付				

別記様式第3号(第8条関係)
別記様式第3号(第8条関係)

受 領 書

年 月 日

足利市長 宛て

(受取人)住所

氏名

電話番号

印

年 月 日に保管された下記の自転車について、返還を受けました。

記

種 別 及 び 型 式	
車体番号又は登録番号	